

千葉県認知症介護研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県認知症介護研修事業の実施に関し必要な事項を定めることとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、認知症の人を現に介護している家族や近隣の援助者等に対し、認知症に関する正しい知識及び介護技術を習得させるとともに、家族介護者同士の交流等を通し、介護負担の軽減を図り、その福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、千葉市に居住する認知症の人を現に介護している家族や近隣の援助者等を対象とする。

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は千葉市とし、「公益社団法人認知症の人と家族の会」に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第5条 この事業は、予算の範囲内において、次の各号の内容を実施するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識と介護技術の習得に関すること
- (2) 介護相談に関すること
- (3) 交流会

(参加費)

第6条 この事業の参加費は、原則として無料とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。